

(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書

当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定(介護予防)訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。
運営の方針	ご利用者の心身の特性を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図り、その能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また生活の質を重視した在宅療養が継続できるように、計画的に訪問リハビリテーションを行います。

2. 事業所の内容

法人名	社会医療法人 春回会
名称	春回会クリニック 訪問リハビリテーション
所在地	長崎県長崎市目覚町7番2号 HCS長崎ビル4階
代表	理事長 井上健一郎
管理者	高橋 淳
電話番号	095-865-6229
FAX 番号	095-865-6380
介護保険指定事業所番号	4210167872

3. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職員の職種	人数	常勤		非常勤		職務の内容
		専従	兼務	専従	兼務	
医師(管理者)	1	0	1	0	0	管理業務・診察業務
医師	6	0	4	0	2	診察業務
理学療法士	7	0	7	0	0	訪問リハビリテーション業務
作業療法士	1	0	1	0	0	訪問リハビリテーション業務
言語聴覚士	1	0	1	0	0	訪問リハビリテーション業務

※基本的に一人のご利用者一人の療法士が担当致します。ただし週に2回以上利用の場合には、複数の療法士で担当させて頂き、より広い視点でご利用者を支援できればと考えております。

※必要に応じて通所リハビリテーションスタッフも、訪問リハビリテーションスタッフとして業務します。

4. サービス提供時間

営業日：月曜日から土曜日。ただし12月29日から1月3日までは休業します。

営業時間：午前8時45分から午後5時30分まで（土曜日は午後1時まで）

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、江平、山里、緑ヶ丘、淵、丸尾、片淵、長崎中学校地区を中心とした長崎市近郊とします。

6. サービスの開始

訪問リハビリテーションを提供するには、かかりつけ医から当事業所に情報提供をして頂き、当クリニック医師による対面での診察・指示書発行後に開始させていただきます。ただし、開始前に当クリニック医師の診察ができない場合は、かかりつけ医からの情報提供を元に開始させていただきます。訪問リハビリテーションを継続するためには上記の流れを3ヶ月に1回、行う必要があります。かかりつけ医が診療情報提供書を発行した月には支払いが発生致しますのでご了承ください。

7. サービスの内容

「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を目的に、ご利用者に適した訓練プログラムや、ご家族への必要な助言・指導等を担当のリハビリスタッフが評価・作成・実施致します。

8. リハビリテーション会議開催

3カ月に1回以上、リハビリテーションの観点からご利用者に関わるサービス関係者が集まり目標達成のための方針を決定し、それぞれの役割を明確化、進捗共有を図る会議です。該当者の方には、その都度ご相談させていただきます。

9. 厚生労働省へのデータ提出

リハビリテーション計画書の内容を厚生労働省へデータで提出し、利用者ごとにデータ分析されます。その結果がフィードバックされますので、リハビリテーション計画の見直しに活用します。

10. サービスの中断・終了

- (1) 病気や怪我で長期の入院が必要な場合は、サービスを一旦中断させて頂き、再開時には担当やサービス提供日が変更になることがあります。その場合は、ご利用者・担当ケアマネジャーへ事前に連絡致します。
- (2) ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、お申し出によりいつでも解約できます。
- (3) 当事業所の人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知致します。
- (4) 双方の通知がなくても、ご利用者が介護保険施設に入所した場合、要介護認定が非該当（自立）と認定された場合、ご利用者がお亡くなりになった場合は、自動的にサービス

を終了いたします。

- (5) ご利用者やご家族などが当事業所や職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

11. 利用料

別紙をご参照ください

12. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供時に事故もしくはご利用者の病状が急変した場合は、かかりつけ医の指示の下、応急処置を行います。また、速やかに利用者のご家族、ケアマネジャーへの連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

13. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者またはそのご家族等が、当事業所の職員に対して行う、身体的な力を使って危害を及ぼす行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 業務事業計画の策定

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、当事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催します。その結果を事業所職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、当事業所職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当事業所職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

17. 苦情・相談体制

ご相談窓口	ご利用時間	ご利用方法
社会医療法人 春回会 春回会クリニック 訪問リハビリテーション 担当：本多 京子	月曜日～土曜日 8：45～17：30 (12月29日から1月3日を除く、土曜日は13：00まで)	電話 095-865-6229 (代表)
長崎市 市民局福祉部 高齢者すこやか支援課	8：45～17：30 (土・日祝日・12月29日～翌年1月3日を除く)	電話 095-829-1146
長崎市 市民局福祉部 介護保険課	8：45～17：30 (土・日祝日・12月29日～翌年1月3日を除く)	電話 095-829-1163
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談担当	9：00～17：00 (土・日祝日を除く)	電話 095-8261599

18. 秘密の保持及び個人情報

サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、ご利用者に係るサービス担当者会議や介護サービス事業所との連絡調整、病院や診療所への受診・入退院時など正当な理由がある場合に限り、ご利用者及びご家族の個人情報を利用することがあります。

19. お心遣いについて

職員や事業所に対し、お心付けは固くご辞退申し上げます。お気持ちは大変ありがたいのですが、お気持ち・お心遣いの品等は一切お受け取りすることはできませんので、ご了承ください。

20. サービス提供記録の開示

提供したサービスに関する記録の開示閲覧は、ご利用者またはご家族の求めに応じます。

21. 学生の受け入れ

当事業所は、医療介護関連学生の臨床実習を受け入れています。実習は指導者の管理・指導下のもと行います。学生の見学や部分的な業務の体験などをご相談させていただくことがございます。臨床実習を通し、知り得たご利用者またはご家族に関する情報を他者にもらすことがないよう、プライバシーの保護に留意いたします。

附則

この規定は、平成29年10月1日から施行します。

この規定は、平成30年2月1日から施行します。

この規定は、平成30年4月1日から施行します。

この規定は、平成30年10月12日から施行します。

この規定は、令和1年5月1日から施行します。

この規定は、令和1年6月1日から施行します。

この規定は、令和1年10月1日から施行します。

この規定は、令和2年1月1日から施行します。

この規定は、令和2年3月9日から施行します。

この規定は、令和2年6月1日から施行します。

この規定は、令和2年12月1日から施行します。

この規定は、令和3年4月1日から施行します。

この規定は、令和3年6月1日から施行します。

この規定は、令和5年3月1日から施行します。

この規定は、令和5年6月1日から施行します。

この規定は、令和6年6月1日から施行します。

この規定は、令和7年4月1日から施行します。